

大阪市西成区告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 2 月 12 日

大阪市西成区長 稲 嶺 一 夫

1	名称	岸里連合第 13 振興町会
2	規約に定める目的	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 防犯・防災活動 (5) 古紙回収 (6) 慶弔金の贈呈 (7) 前各号に附帯する一切の活動
3	区域	大阪市西成区千本北 1 丁目 16 番から 17 番まで 大阪市西成区千本北 1 丁目 18 番の一部 大阪市西成区千本北 1 丁目 19 番から 20 番まで 大阪市西成区千本中 1 丁目 9 番から 10 番まで
4	事務所の所在地	大阪市西成区千本中 1 丁目 9 番 29 号
5	代表者の氏名及び住所	代表者 福本 安正 住所 大阪市西成区千本北 1 丁目 19 番 17 号
6	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無	無
7	代理人の有無	無
8	規約に解散の事由を定めたときは、その事由	無

9	認可年月日	令和8年2月12日
---	-------	-----------

(西成区役所市民協働課)

(令和8年2月12日揭示済)